

～ 笛吹市で建築・土木工事等を計画されている方へ～

埋蔵文化財の取り扱いについて以下の手順をふまえて各種手続きをお願いします。

〔土木工事に伴う埋蔵文化財の取り扱い手順〕

企画段階

笛吹市教育委員会では、市内における開発行為の際は、すべての土地において埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについての「照会」をお願いしています。

計画策定段階

文化財保護法では、周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事等を行おうとする場合、民間の事業者は工事着手60日前までに山梨県教育委員会あてに届出(法第93条第1項)を提出することになっています。

しかし、現実には発掘調査が必要な場合の調査者の決定や調査日程と工程の調整などを短期間に行うことが困難であったり、また工事中に新たな埋蔵文化財が発見された場合、直ちに工事を中止し、県教育委員会に届出・通知する必要があることから(法第96条第1項・第97条第2項)、事業計画に影響をおよぼすことも予想されます。

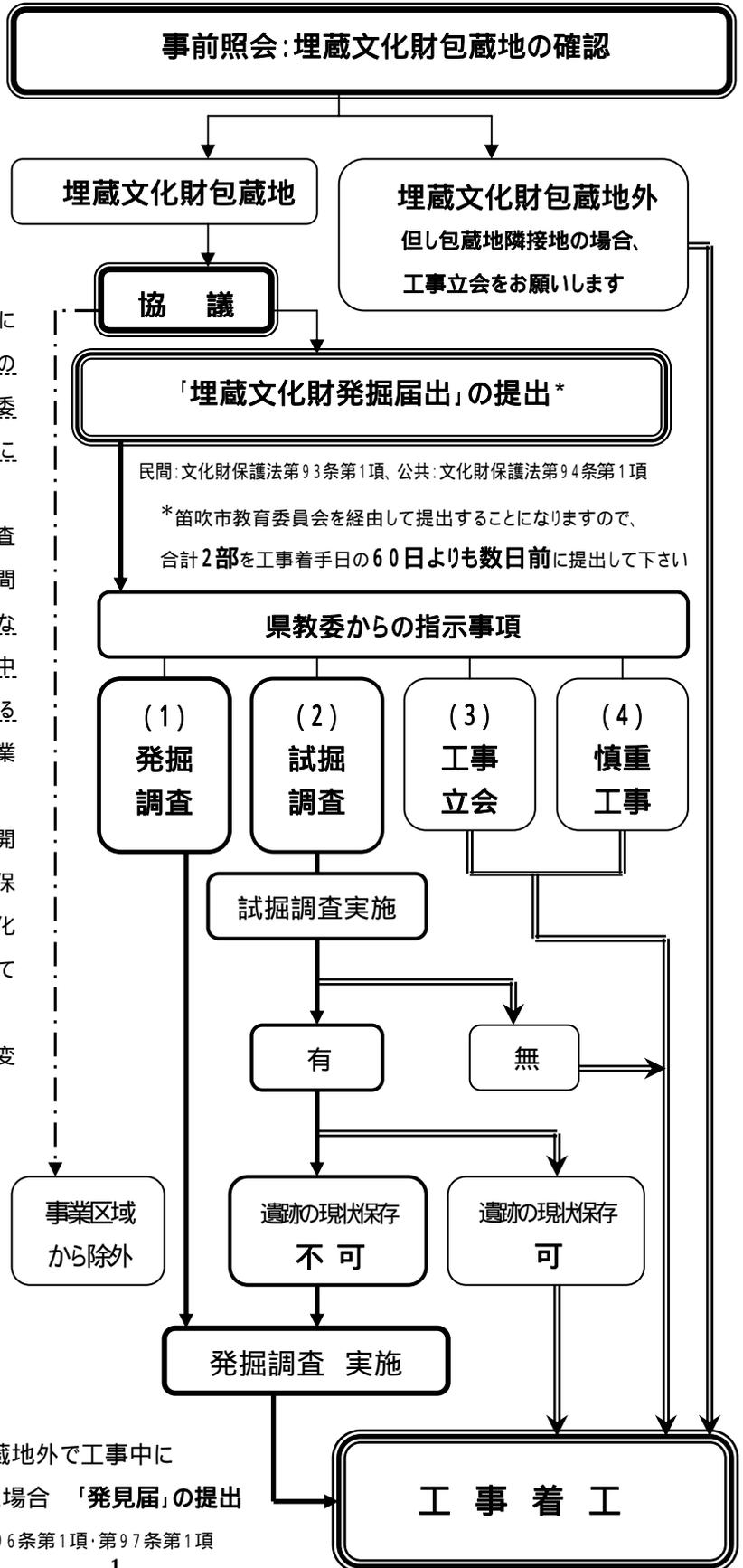
このような不測の事態を防ぎ、遺跡の保存と開発事業との調整を円滑に進めるため、文化財保護法の規定による諸手続きをとる以前に埋蔵文化財の有無の確認と所在した場合の取扱いについて十分な話し合いを行う期間が必要です。

したがって、照会は出来る限り早い段階(計画変更の可能な時期)に行われることが望まれます。

計画確定段階

埋蔵文化財の所在が確認された場合は、事業者と県教育委員会・笛吹市教育委員会との間で事業計画・施工方法・工程などを考慮し、埋蔵文化財の取扱いについて具体的な協議を行うことが必要となります。

工事着工



埋蔵文化財の確認とその取り扱いについて

①照会について

笛吹市で開発等土地の現状変更を行う場合、工事予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の範囲内であるかどうかの確認がまず必要となります。

事業の企画、策定段階から教育委員会と埋蔵文化財の事前協議を行って頂ければ、後の調整がスムーズに進行します。お早め(工事着手日前の60日よりもさらに数日前)にご照会ください。

●問い合わせ(照会)方法

- ・ 埋蔵文化財に関するお問合せ(照会)は、笛吹市教育委員会文化財課窓口・電話で受け付けております。
- ・ 窓口にお越しの際は、**開発地の所在の分かる地図**をお持ちください。
- ・ 電話での照会の場合は、**受付後に、開発地の所在の分かる地図に住所、問い合わせ先の住所・氏名・電話番号を明記の上** 市教育委員会文化財課までFAXしていただきます。

問い合わせ先

笛吹市教育委員会文化財課

〒406-0031 笛吹市石和町市部809-1

TEL 055-261-3342

●回答

照会に対する回答は、窓口照会・電話照会ともに、対象地の状況確認後、**担当よりあらためてご連絡致します。**

②周知の埋蔵文化財包蔵に該当する場合

●埋蔵文化財発掘の届出の提出について

周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を行う場合、文化財保護法第93条第1項の規定により、事業者は**工事着手の60日前までに**「埋蔵文化財発掘の届出」を県教育委員会に提出する義務があります。

届出の書式は市教育委員会社会教育課にありますので、所定の書式に必要な事項を記入の上、**開発予定場所の位置図及びその付近の公図と工事概要を示す図面**を必ず添付し、笛吹市教育委員会に **2部** 提出してください。

なお、添付する図書類は、1部は内容が明確にわかる大きさを図を折り込んでA4サイズに揃えたもの、もう1部は縮小コピーでA4サイズにしたものを提出してください。

県教育委員会からの指示および市教育委員会との協議について

工事地点や工事内容等に応じて以下に記した(1)～(4)の内、最も適切な指示が県教育委員会から事業者へ通知されます。この回答を受け、事業者と市教育委員会で遺跡の具体的な取り扱いについて協議を行います。

(1) 発掘調査

内容:本格的発掘調査

手続:実施方法・期間・費用負担など詳しい内容につきましては、開発の仕様によって異なりますので市教育委員会にご相談ください。

発掘調査の実施後は工事に着手して差し支えありませんが、調査の結果、極めて重要な埋蔵文化財が確認された場合には、その取扱いについて再度協議をお願いすることもあります。

(2) 試掘調査

内容:遺跡の有無や深さ、分布密度等を把握し、本格的な調査の必要があるかどうかを判断するための小規模な発掘調査です。なお、当該年度の予算がある場合には、国庫補助制度を利用できます。

面積:開発面積の約5%程度。

期間:1～3日程度(但し、開発面積によって変動)。

手続:試掘調査依頼書に添付資料(土地発掘承諾書・付近の地図と工事概要を示す図面)を付けて市教育委員会へ提出してください。

(3) 工事立会

面積:基礎工事等の際に文化財専門職員が工事に立ち会う調査です。遺跡が発見された場合、必要最低限の記録作成のため、工事の中断をお願いすることがあります。

手続:工事立会の日程調整を行いますので、工事着手日の3日前までに市教委員会へご連絡下さい。

(4) 慎重工事

内容:工事の掘削を、届出内容に沿ったものにとどめ、注意深く行って頂くことを求めるもので、基本的に調査は実施しません。

手続:特に必要ありませんが、遺構・遺物が発見された場合、すみやかに市教育委員会へご連絡をお願いします。

周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない場合

開発予定地が「周知の文化財包蔵地」や「史跡」でない場合は、文化財保護法にもとづく届出は必要ありません。

但し、「周知の文化財包蔵地」以外でも未確認の遺跡が存在し、工事中に遺跡が発見される場合があります。新たな埋蔵文化財が発見された場合、県教育委員会に届出・通知しなくてはなりません。(「発見届の提出」文化財保護法第96条第1項・第97条第1項)

なお、埋蔵文化財包蔵地の範囲は地上において予想される遺跡の推定範囲です。照会地が埋蔵文化財包蔵地に隣接している場合は、あらかじめ工事立会の実施に御協力頂けます様、お願い申し上げます。

遺跡を発見した場合には、文化財保護法第96条第1項・第97条第1項にもとづき、その現状を変更することなく、笛吹市教育委員会経由で山梨県教育委員会に「遺跡の発見届出」を提出し、その保護・保存に関する指示及び命令に従わなければなりません。

また、文化庁長官はこの届出によって現状を変更する行為の停止または禁止を命じる場合があり、工期に遅れを来してしまうこともあります。

このような不測の事態を防ぐためにも、照会地が隣接地に該当する際の工事立会にご理解、御協力をお願いします。

開発行為に伴う事前協議のワークフロー

